

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>「財務局が特に必要と認めた者」とは具体的に何をいうのか、網羅的にお示し下さい。</p> <p>「財務局が特に必要と認めた者」の範囲が広がらないよう、限定的な記載に改めるべきである。</p>	<p>財務局における承認にあたり、住民票の抄本の提出を求める行政上の必要性があると認められる場合という趣旨であり、どのような場合に提出を求めるかは、個別具体的に判断する必要があるため、網羅的・限定的にお示しすることは難しいと考えます。</p>
2	<p>一部改正趣旨を教えてください。</p>	<p>今回の改正は、申請者の負担軽減を図ること及び財務局における事務手続きの簡素化を目的としております。</p>